

## 重要事項説明書

令和7年4月1日改定

事業所名	介護相談センターレイクサイド木場		
事業の種類	指定居宅介護支援事業	事業所番号	1750380345
事業所の所在地	〒923-0844 石川県小松市三谷町そ80番地		
事業所連絡先	0761-48-5455	管理者	所長 渡都
運営方針	<p>1. 当事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。</p> <p>2. 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。また、身体拘束の適正化を図る指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修の実施などの必要な措置を講じます。</p> <p>3. 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止の指針を定め、担当者及び委員会の設置、従業者への研修の実施など必要な措置を講じます。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。</p> <p>4. 当事業所では、感染症予防及びまん延防止のための指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修や訓練の実施など必要な措置を講じます。</p> <p>5. 当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確にし、従業者の就業環境を害されるもしくはそのおそれのある事案に関して、必要な措置を講じます。</p> <p>6. 当事業所は、業務効率化、サービスの質の向上、その他生産性向上に資する取り組みを促進し、委員会の設置やその他、必要な措置を講じます。</p> <p>7. 感染症や災害などが発生した場合にあってもサービスの提供を継続的に実施する又は早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定、見直しを行うと共に従業者への研修や訓練、その他必要な措置を講じる。また、医療機関と連携を図り、感染症及び新興感染症の発生時の対応を協議を行います。</p> <p>8. サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。</p> <p>9. 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p> <p>10. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ます。</p> <p>11. 運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他重要事項の掲示を行う。</p>		
従業者の職種・員数	管理者兼主任介護支援専門員1名、介護支援専門員3名以上		
営業日及び営業時間	<p>営業日 月曜日から金曜日</p> <p>※国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月14日～16日、12月30日～1月3日を除く</p> <p>営業時間 午前8時30分から午後5時30分</p> <p>※上記に関わらず24時間連絡体制をとっています。</p>		
サービス内容	<p>1. 居宅(介護予防)サービス計画の作成</p> <p>2. 指定居宅(介護予防)サービス事業者等との連絡調整</p> <p>3. サービス実施状況の把握と評価</p> <p>4. サービス利用・介護相談</p> <p>5. 主治医、医療機関との連携や連絡調整</p> <p>6. 介護保険施設等への入所に向けた紹介等</p>		
利用料の額	<p>法定代理受領の場合は、利用者負担はありません。</p> <p>上記以外の場合は、介護報酬の告示上の額とします。</p>		
その他の費用	通常の実業の実施地域を超えてサービスを提供した場合でも、その交通費を徴収しません。		
通常の実業の実施地域	小松市、能美市		
事故発生時の対応方法	<p>1. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに管理者に報告し、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>2. 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。</p> <p>3. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。</p> <p>4. 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。</p> <p>5. 従業者への事故防止のための研修や訓練の実施等の必要な措置を講じます。</p>		
苦情相談窓口	<p>担当者：渡都</p> <p>連絡先：TEL 0761-48-5455 FAX 0761-23-7280</p>		